

## 令和2年 第2回芸西村議会「臨時会」議事日程

令和2年7月16日

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

提案理由の説明

日程第3 議案第47号 令和2年度芸西村一般会計補正予算（専決第2号）の承認について

日程第4 議案第48号 芸西村税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第49号 令和2年度芸西村一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第50号 工事請負契約の締結について

招集年月日 令和2年7月16日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午後1時35分

応招議員

| 番号 | 氏名    | 出欠 | 番号 | 氏名    | 出欠 | 番号 | 氏名    | 出欠 |
|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| 1  | 岡村 俊彰 | ○  | 2  | 岡村 興樹 | ○  | 3  | 伊藤 宏  | ○  |
| 4  | 仙頭 一貴 | ○  | 5  | 宮崎 義明 | ○  | 6  | 安芸友 幸 | ○  |
| 7  | 小松 康人 | 欠  | 8  | 池田 廣  | ○  | 9  | 松坂 充容 | ○  |
| 10 | 竹内 英樹 | ○  |    |       |    |    |       |    |

小松康人議員： 入院中（病気治療）のため欠席

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

| 職員                  | 氏名                | 職員                  | 氏名               | 職員                  | 氏名              |
|---------------------|-------------------|---------------------|------------------|---------------------|-----------------|
| 村長                  | 溝渕 孝              | 副村長                 | 池本 尚彦            | 教育長                 | 池田 美延           |
| <del>監査委員</del>     | <del>大野 美智子</del> | 総務課長                | 都築 仁             | 会計管理者               | 筒井 義明           |
| 健康福祉課長              | 山本 裕崇             | 産業振興課長              | 岡村 昭             | 土木環境課長              | 松本 巧            |
| 企画振興課長              | 恒石 浩良             | <del>教育次長</del>     | <del>佐藤 大輔</del> | <del>総務課長補佐</del>   | <del>池田 豪</del> |
| <del>健康福祉課長補佐</del> | <del>池田 加奈</del>  | <del>産業振興課長補佐</del> | <del>長崎 寛司</del> | <del>企画振興課長補佐</del> | <del>藤川 薫</del> |

※新型コロナウイルスの影響を考慮し、課長級以上の出席

職務として出席した者の職・氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吉永 卓史 |
|--------|-------|

## 【議事の経過】

令和2年7月16日（木）

[13：35 開会]

### 《開会》

#### ○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和2年第2回芸西村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 《日程第1》

#### ○ 竹内 英樹 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本臨時会を通じて、5番宮崎義明君、6番安芸友幸君を指名します。

### 《日程第2》

#### ○ 竹内 英樹 議長

日程第2、会期の決定についてを議題にします。本臨時会の会期につきましては、本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日限りと決定しました。

### 《提案理由の概略説明》

#### ○ 竹内 英樹 議長

村長より、提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝渕村長。

#### ○ 溝渕 孝 村長

議員の皆さま方におかれましては、大変ご多用の折、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。通常でございますと、臨時議会では村長の提案理由の説明等はありませんけれども、今回は内容的に感染症関連の異例の内容も含んでおりますので、お許しをいただきまして、簡単にご説明を申し上げます。本日臨時議会に提案しております議案につきましては、まずは6月25日付の専決補正予算、これはふるさと納税寄附の想定外の増加によるものでございます。通常ですと、この時期の専決処分としては大変異例でございます。理由としましては、4月、5月の新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出制限により自宅でインターネットの閲覧の頻度が高くなったことに、特別定額給付金10万円の支給がこの時期に重なったことなどの予測不能な条件が重なったことが要因ではないかというふうに分析をしております。

次に、税条例の改正ですが、これにつきましては担当課長より提案理由の説明をさせていただきますが、入湯税の課税免除規定の追加でございます。これも年度途中の条例改正となり、私自身の勉強不足もあり大変申し訳なく思っておりますが、本来であれば3月議会等でご審議願うべきところ、年度がスタートしてから把握できました県下の他の市町村の状況を鑑み、また村内でも数少ない観光業を後押しするため少しでも早く改正することが良いのではないかと判断をいたしまして、本議会へ提案をさせていただいたところでございます。

次に、一般会計補正予算ですが、これは国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1次、2次合わせまして総額3兆円の予算が国において確保されたことに伴い、村にも1次で5100万円、2次で1億6600万円余りの交付金が配分されますので、この交付金を活用した事業を早期に実施するために緊急度の高い事業や、1次配分で交付決定を受けた事業を予算計上しております。4月30日の全員協議会の際には、

まだ検討中であった事業や、その後において安芸市、香南市とも協議していく中で具体化してきた事業もございます。今後も順次内容を煮詰めて、2次配分、3次配分と国へ要望していくこととなりますが、近隣の市町村がどのような対策を検討しているのか等も十分に把握しながら、芸西村の実情に沿った独自の事業などにも重点を置いて考えていかなくてはなりません。いずれにしましても情報収集に努め、且つスピード感を持って対応しなければならないと考えております。

最後は、工事請負契約に関する議案で、公営住宅北芝団地建設予定地東の分譲宅地の造成工事の契約についてでございます。こちらについては後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

今回、臨時議会という緊急且つ臨時的な予算対応という中で議員の皆さまへの説明が十分でない部分も多々あり申し訳なく思っておりますが、特に感染症対策につきましては、日々国からの情報も変化する現下の状況でございますので、その点をご賢察いただきましてご審議を賜りたいと思います。何とぞどうぞよろしく願いをいたします。

○ 竹内 英樹 議長

以上で、村長の提案理由の概略説明を終わります。

### 《日程第3》

○ 竹内 英樹 議長

日程第3、議案第47号令和2年度芸西村一般会計補正予算（専決第2号）の承認についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第47号令和2年度芸西村一般会計補正予算（専決第2号）の承認についてを説明します。

地方地自法第179条の第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1ページをお願いします。（1pを通読）

6ページをお願いします。（6～9pを読み上げて説明）

今回の補正予算専決第2号は、6月末時点の本村へのふるさと納税が2億4000万円に達する見込みとなり、6月分の返礼品費支払い等に予算の不足を来すこととなったことから、6月25日付で関係予算の専決処分を行ったものです。ご承認のほどよろしく申し上げます。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番松坂です。この補正予算はですね、ふるさと納税返礼品費、サイト利用料、郵送料などが足りなくなって補正をするものです。この補正に私は二つの疑問があると思っています。まず一つはですね、なぜやっぱり専決処分になるのかという疑問が残ります。自明のことですけれども、議会と予算執行の関係は、大原則はですね、補正予算の執行は当然議会の議決を経て行うことです。この専決処分が行われたのは、先ほどの説明では6月25日、それ以前は定例会もあり、だから6月後半には十分議会は開くことができたのではないかと私は思いますが、村長の見解をお願いします。

○ 竹内 英樹 議長

恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長

松坂議員の質疑にお答えしたいと思います。ふるさと納税の予算編成につきましては、この6月補正の編

成時期が5月の連休前でございまして、5月、6月の大幅な伸びまでは予測ができておりませんでした。従いまして、補正予算として予算に計上することができませんでした。今回の専決処分は、先ほど村長の行政報告にありましたように特殊な事情であることがあります。今回の、そのふるさと納税の伸びに対する返礼品の請求は、そのほとんどが1カ月遅れの請求でございまして、翌月の20日前後にこちらのほうに請求がまいります。6月議会会期中に支払いの見込みを立てることが物理的にも不可能であったため6月議会の会期中に追加議案等として計上することもできませんでしたし、月末までに支払いを行う必要がございまして、議会を開くいとまがなかったという事情がございまして、ふるさと納税の予算につきましては、従来からその時々々の事情により専決予算で対応させてもらっております。議員も6月25日の事前説明会の折に専決予算はそのためにある制度とおっしゃられました。そのように理解しておりますので、どうぞご理解の程よろしく願います。

○ 竹内 英樹 議長  
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員の質疑に総務課のほうの立場からお答えしたいと思います。松坂議員には、6月議会でも同様の質疑をいただいたところで、こちらとしては、ほぼ同様の答弁となってしまうことをご了承ください。今回の専決補正予算についても、先ほど企画振興課長から説明させていただきましたが、6月25日に議員の皆さまに説明し専決予算でのご了解をいただいたと聞いておりましたので、6月25日付で専決とさせていただきます。

これまでもふるさと納税関係予算については、専決あるいはタイミングが合えば定例会での補正予算で対応してきましたが、議員のご意見としましては、専決ではなく、その都度、臨時議会を開くべきではないのかというご意見と受け取りましたが、地方自治法第179条に、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは専決処分できるとされているところであります。

これは決して議会軽視ということではなく、これまでも必要な場合には、事前にご意見をお伺いし、議会としてご承認いただいたというふう理解しており、私個人としては今回の質疑に対しどうしたら良かったのかと少々混乱しております。

また、ふるさと納税の予算の組み方などについては、この後臨時議会後に全員協議会のほうでも質問されていきますので、そちらのほうでお答えさせていただきたいと思っております。

○ 竹内 英樹 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員からの質疑にお答えをいたします。議員からは予算の中身が異なるとはいえ、前回の6月定例会と今回の臨時議会と2回続けて専決補正予算だったということの必要性について、専決にした理由は何なのかというふうなこと、臨時議会を開くべきではないかというふうなご質問であるというふうにご考えておりますが、前回も説明させていただいたと記憶しておりますけれども、専決か臨時議会かにつきましては、どちらも法令上で定められた手続きでございまして、法令の趣旨を逸脱していない限りにおいて、手続き上の瑕疵があるということではないというふうにご考えております。

5月の専決予算につきましては、特別定額給付金や持続化給付金、子育て世帯への給付金など、感染症対策でスピード感を持って進めていきたいとの思いがございました。今回のふるさと納税に関する専決予算につきましては、冒頭、そして、担当課長から先ほど説明がありましたように、想定外の状況が重なったことでもございまして、加えまして、返礼品提供事業者等への支払期限も迫っていた事情もございました。また、予算の内容としましては返礼品代や送料、基金への積立と金額の多い少ないはあるにせよ、これまでも専決で行ってきた内容でもございましたので、専決で対応してもよろしいかどうか担当課長から事前に議員の皆さまに説明をし、ご了解をいただけたというふうな報告を受けていたものでございます。その際、皆さまから臨時議会を開くべきのご意見であれば、当然臨時議会を開いておったと思っております。仮にその際、

議員が個人的には了承していないということでございますれば、その際ご意見を述べていただければ、改めてその場で臨時議会とすべきかどうかというふうな検討が行われたものと判断をしておりますが、繰り返しになりますけれども、ご了承をいただいたというふうなことを担当課長のほうからは報告を受けておりました。いずれにしても、こちらも事前に説明させていただいておりますので、今後のおきましても、できましたら、その場で何らかのご意見を頂戴をしまして、検討の上で皆さまの総意、結論付けていただけると大変ありがたいと考えておりますので、どうか今後ともよろしく願いをいたします。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長  
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番松坂です。同じような答弁でしたけれども、結局、専決処分ができるのは緊急の場合だけよね。それと、議会を招集できるのは村長ですから、6月25日に議会に対して専決でいいですかなどと聞いてくるあれがあれば、私は議会を開けばよかっただけの話で、緊急と判断したら聞かずとも専決をしたらえいだけの話で、議会を巻き込んでくる話ではなかったのではないかと思います。それは、僕の意見です。

ただ、この補正予算のもう一つの疑問は、なぜこの6月に早くも補正なのかという疑問がもう一つあります。先ほど、村長想定外と言われましたけれども、村長は安芸市でも財政の担当などもしていましたが、6月補正というのはおかしいと思っているのではないかと思います、村長の見解をお尋ねしたいと思います。

○ 竹内 英樹 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員からの質疑にお答えをいたします。先ほどからご答弁申し上げておりますように、コロナの感染症対策の関係で自宅にすることが多くなったことに加えて、給付金の条件が重なったことでインターネット等の閲覧の機会が非常に高まっていった。その時にたまたま芸西村のふるさと納税の返礼品であります、主にはカツオのたたきだったと思いますけれども、そこにヒットしまして想定外の数字が伸びたというふうなことでございますので、これは先ほど来、担当課長も申し上げさせていただいたものでございまして、物理的に支払い状況、その支払いのタイムリミット等から状況を補足するのが、6月議会の会期中では物理的に無理であったというふうなことが現実だったというふうに思っております。6月議会というのは、基本的には、議員十分ご承知だと思いますけれど、当初予算がまだ始まったばかりですので、なかなか軽微な補正みたいなものは出てきにくいというのが、これはもう基本でございます。なので、6月議会に間に合えば、そのようないろんな条件が重なっていったとしても、会期中にその数字が補足できておれば、当然、追加議案であったり、そうしたものは上程できたかと思っておりますけれども、先ほど担当課長から申し上げましたように、6月議会の定例会期中にはそれは無理であったということから、いわゆる専決処分として今回の臨時議会に上程させていただいたという流れでございますので、ご理解賜りたいと思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番松坂です。結局その予算が足らなくなったというその根本原因は何なのかと言うのが一番の問題なんです。コロナで増えたとか、給付金が支給されたとかいうだけではのうて、そもそも当初予算に昨年、一昨年のふるさと納税の寄付額の実績を反映させていないから、わずか1億5000万円しか計上していない。それに関連して返礼品費も4500万円しか計上していない。そこにやっぱり、この専決でやる補正、6月補正でやらなくてはならない根本原因があると私は思うんですが、結局それが去年約7億あったものに対して、1億5000万円しか計上しなかった当初予算の問題があると思っております、その反省とか、あるいは来年度どうするのかということがないと、やっぱりおかしいと思っております、村長の見解をお尋ねします。

○ 竹内 英樹 議長  
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員の質疑にお答えします。この予算の措置の考え方につきましては、臨時議会終了後の議員全員協議会のほうで、事前に質問としていただいておりますので、そこと重複しますが、この場でも説明をさせていただきます。まず、はじめに誤解があればいけませんので、お伝えしておきますが、当初予算の額が少ないことで、ふるさと納税に積極的でないとか、力を入れてないということではありませんので、誤解のないようお願いをします。

当村のふるさと納税は、平成26年度に約250万円、27年度には3500万円、28年度に初めて1億円を超え、29年度は3億2900万円、30年度が5億9900万円、昨年度は6億8900万円と順調に増えてきております。それに伴う歳入予算は、平成27年度当初が300万円、28年度当初が5000万円、29年度当初からご存知のように1億5000万円の予算を計上しております。当初予算の計上につきましては、過大な見積もりや不確実な歳入は計上しないよう気をつけており、ふるさと納税については特に歳入予定が立たない不確実な予算であり、ここ数年は予算計上に苦慮している現状であります。加えて、現在ふるさと応援基金への積立方法として、例えば令和元年度の寄附金については、一旦は全額基金へ積み立てし、翌年度の事業へ充当するという方法を取っております。この方法ですと、歳入6億円に対し、歳出で基金積立金として同額の6億円、さらに返礼品代で寄附額の約50%の3億円と、合計9億円の歳出予算を組む必要があります。これを当初予算で計上する場合、返礼品代の3億円については全て一般財源で予算化する必要があります。財政調整基金等を取り崩しても予算が不足するという事態となり、予定している一般財源を使った事業が実施できないということになります。そのため、当初予算では、不確実な寄附金という性質上、歳入見込みを抑制し、見込みを上回った場合には、その都度補正予算等で対応していくという手法を取っておりますが、この方法でも一般財源が不足することには変わりはなく、今後さらに予算額が増えてくると予算が組めないというような状況になります。このような状況ですので、県下のふるさと納税上位の自治体の予算編成状況なども勉強しながら、基金への積立方法や現年度事業への充当などを検討し、健全な財政運営を心掛け、来年度の予算編成に生かしていければと考えております。

○ 竹内 英樹 議長  
池本副村長。

○ 池本 尚彦 副村長

松坂議員の質疑にお答えしたいと思います。議会の巻き込むなというようなご意見がございましたが、私がいつも課長なり職員に指示してありますが、議会のほうには100パーセントとはいかなくても、事前に説明できるものは説明をして、やれというような指示は私のほうもしております。専決にいたしましても、臨時議会にいたしましても、私も課長に言いましたが、ちゃんと議員の皆さんに1回説明しちよけよと。ほんで、した上でどうするか、松坂議員の言い方であれば、議員にまかせようようなことかもしれませんけれども、今日のようなことにならないためにも私は、臨時議会か専決か1回議員の皆さまにお伺いと言いますか説明をさせていただいて、それによりまして、今回は専決でやってえいというようなことを伺っておりますので、専決で行こうと。一番最初から臨時で行こうやいかという話になれば、臨時でも全然、すぐ開かなくてはいけませんけど、そういったことで議員の皆さまには事前にお話を、この専決、臨時以外のこともありますけど、させていただくように私はそういうふうには思っております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員の質疑にお答えいたします。もう、担当課長、副村長がお答えしたとおりで、重複する部分にな

ると思いますけれど、以前から何度か繰り返しご質問受けておりますが、積極性が感じられないというふうなことにつきましては、少しでも芸西村を応援して下さる皆さまを全国から一人でも募りたい、一人でも増やしていきたい、この気持ちに今も変わりはありません。後は、それと切り離して当初予算の財政上の予算の作り方の問題になってまいります。例えば、住民税も歳入に計上するわけですが、これは国のほうから示されます地方財政計画に基づきまして、今の社会情勢は上向きなのか、下向きなのかというのが、12月、1月ぐらいに示されます。それを基に前年のいわゆる村民税、住民税の実績額を少し微調整をして、景気が上向いておれば少しだけ上乘せしても入ってくるかなと、でも不景気であればそんなに去年ほど入って来ないなというふうなところの微調整をしながら、当初予算におきます、数字を。ですが、ふるさと納税に限りましては、本当に、結果として5億、6億まで伸びたということではありますけれども、最初から、前年から段々と上がっておりますので、最初から5億円を置こうとしますと、先ほど総務課等が言いますように、一般財源がそこへ当たらなくなって、他の道路の補修だとか、いろんなところの全部の分野の一般財源を当てながら予算を成立させていかなければならない予算が成立しなくなるということで、最初は例年どおりの1億5000万円でスタートさせていただいて、それも大体、通常は定例議会にまでそこでつなげるであろうというような根拠でもって、まずは1億5000万でスタートさせていただいておりますが、今年に限りましては前段言いましたように、コロナの関係とか給付金の関係で、我々が想定した以上に、うれしいことではありますけれども、カツオのたたき等の数字が伸びたというふうなことで、次の定例議会にまでそのままつないでいくことができないので、6月定例議会中には間に合わなかったし、そういうことで結果として、この議会に専決での承認をお願いするという運びになったものでありまして、少し通常とは違う年度ではありましたが、それが流れでございますのでご理解を賜りたいと思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第47号は原案のとおり承認することに決定しました。

#### 《日程第4》

○ 竹内 英樹 議長

日程第4、議案第48号芸西村税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第48号芸西村税条例の一部を改正する条例を説明します。今回の条例改正は、入湯税の課税免除規定に追加するもので、一般的に奢侈性がなく日常生活に必要不可欠である日帰り入浴、また学校教育上の見地から行われる行事等の場合において入浴する場合は、課税を免除しようというものです。県下の状況について調査しましたところ、日帰り入浴の免除、または不均一課税も含めた規定がない市町村は、入湯税課税市町村全21団体のうち当村の他は1団体であり、税の公平性の観点からも課税免除が適当であると判断しております。また、学校行事等での入浴についても多くの市町村では免除されている状況を鑑み、修学旅行生などの誘致にもつながると思われまますので、同様に免除を行うものです。以上で説明を終わります。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 48 号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第 5》

### ○ 竹内 英樹 議長

日程第 5、議案第 49 号令和 2 年度芸西村一般会計補正予算（第 2 号）を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長。

### ○ 都築 仁 総務課長

議案第 49 号令和 2 年度芸西村一般会計補正予算（第 2 号）を説明します。

1 ページをお願いします。（1 p を通読）

6 ページをお願いします。

歳入です。

（6 p）総務費国庫補助金 1 億 941 万 4 千円増。こちら新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

（7 p）消防費県補助金 500 万円増。新型コロナ対策の防災総合補助金です。

（8 p）基金繰入金 998 万 5 千円増。

続きまして歳出です。

（9 p）財産管理費 1780 万 3 千円増。こちらかつば市及び野外劇場の感染対策工事費です。

（9 p）電子計算費 515 万 4 千円増。庁舎等のオンライン会議への対応に関するものです。

（9 p）地域公共交通費 98 万 3 千円増。こちら村内の交通事業者への補助金です。

（10 p）社会福祉総務費 4682 万円増。感染対策として村民会館トイレの改修、生活支援地域振興券発行に関するもの。また、新生児や妊婦に対する給付金です。

（10 p）老人福祉費 39 万 1 千円減。敬老会が中止となったため委託料等を減額し、その費用の一部をお祝い金として上乗せするものです。

（11 p）児童福祉総務費 110 万円増。特別児童扶養手当受給者への給付金です。

（11 p）児童福祉施設費 64 万 5 千円増。保育所の感染対策に要するものです。

（12 p）保健衛生総務費 190 万円増。健診等の際の感染対策に必要な物品を購入するものです。

（13 p）災害対策費 1931 万 7 千円増。避難所への感染対策用の備蓄品等の費用です。

（14 p）学校管理費 565 万 1 千円増。小学校の感染対策用です。

（14 p）教育振興費 275 万 7 千円増。教員用タブレット端末や教材費です。

（14 p）学校管理費 1633 万 2 千円増。感染対策用品と屋上の防水工事の費用です。

（14 p）教育振興費 424 万 4 千円増。教員用タブレット端末や教材費、修学旅行の時期が変更となったことによる差額の補助金です。

（15 p）幼稚園費 42 万 4 千円増。幼稚園の感染対策用品です。

（15 p）社会教育総務費 23 万 8 千円増。学童保育の感染対策用品です。

（15 p）社会教育施設費 142 万 2 千円増。図書館の感染対策用品の購入費です。

以上で説明を終わります。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番松坂です。今度の補正予算にはですね、コロナ関係などでいろんな給付金とか備品などの予算が示されていますが、先ほど副村長が言われましたように、このことに関しては議会に対して何の事前の相談もなく、相談があるのは専決の時だけというふうには私は思っておりますので、もし副村長の言い方にするならば、事前に各常任委員会なりで説明があってもしかるべきではなかったかと私は思いますが、村長はどうでしょうか。

○ 竹内 英樹 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員の質疑にお答えをしたいと思います。基本的には副村長が申し上げたような指示は徹底をさせておまして、必要に応じまして議会の皆さま方に事前にご相談を申し上げるといのは基本であります。執行部と議会がいわゆる行政の両輪でございますから、そうしたものにつきまして、大事な案件でございますから、そうしたものはできる限りにおいてご相談を申し上げていきたいというふうには考えております。

ただ、この今回のコロナ関連につきましては、本当に内容が固まりましたのが本当に昨日ぐらいでございます。できるだけ今、2次配分も含めまして、まだまだ目鼻が付いていない、内容が煮詰まっていないいろいろやろうとしている項目が全体では40数項目ございます。その中で、先ほど申し上げましたように、福祉関連でありますとか、学校の児童生徒の分でありますとか、そうしたところにいち早くそこに手を付けてあげたいというふうなところ、やっぱり急いでいるところ、そこは何か煮詰めることは早めまして、何とか昨日ギリギリまで詰め切った予算を今回上程をさせていただいたところでございまして、あまり次の機会に待つまで時間を置くことはよろしくないという気持ちで、できるだけ全力で煮詰めたつもりでございまして、またこれから、議会冒頭にも申し上げましたように、他の市町村が、それぞれ実状が違いますから、他の10市町村におきましていろんな手を打とうとしております。そのことも十分に把握しながら、それとやっぱり芸西村で起こっている事情、これは村の事情に応じて、他の市町村がどうであれ村の事業に応じて手を打っていくべきだろうというふうには考えますので、そのことも重点に置きまして今後も取り組んでいきたいと思っております。可能であれば、また事前にもご相談にもまた上がらせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い致します。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第49号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第6》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 6、議案第 50 号工事請負契約の締結についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第 50 号工事請負契約の締結についてを説明します。こちら議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものです。（議案書により、契約の目的、契約の方法、契約金額、契約の相手方を説明）

以下、別紙資料のとおりとなっております。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 50 号は原案のとおり決定しました。

《閉 会》

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本会議に付議された案件は全て終了しました。よって、会議規則第 8 条の規定により、令和 2 年第 2 回芸西村議会臨時会を閉会します。

[14 : 19 閉会]